

養老地区交通安全協会笠郷分会細則

第1 役員構成

笠郷分会の役員構成は、

- (1) 分会長
養老地区交通安全協会の理事 笠郷分会を代表する。
- (2) 副分会長の独立
副分会長を独立させ、次期分会長候補として育成するため、分会長とともに業務を推進する。
- (3) 評議員
 - ① 地区委員より互選し、地区を代表する。
 - ② 分会の役職（副分会長・書記・会計・監査）を分担する。
 - ③ 分会の地区を代表して、総会の議決権を持つ。
 - ④ 次期分会長の選任権を持つ。
- (4) 地区役員
区から選任され、任期2年で再任は妨げない。
- (5) 女性部
 - ① 区から選任された女性で構成する。
 - ② 正副部長を互選し、部長は協会の女性部会に出席する。

第2 解任通知書

- 1 役員を解任するときは分会長名で、解任理由を明記した解任通知書を解任者に通知する。
- 2 解任通知書は、別記第1のとおり。

第3 相談役の設置

分会には相談役を置くこととなり、相談役には、笠郷区域内の実情に詳しい「笠郷地区区長会長」とする。

第4 交通監視日活動

- 1 交通安全運動期間及び毎月15日には、街頭交通監視日が設けられており、笠郷分会では、5カ所の監視場所を設定し、各区域の役員にて監視活動に従事し、交通事故防止と啓発活動を図る。
- 2 活動時間は、午前7時00分から約1時間実施する。
- 3 監視活動時には、不用意に車道に出る事のないよう受賞事故防止に努

めること。

第5 貸与物品

- 1 各役員には、帽子、夜光反射ベスト1着、冬服1着、指導旗1本が貸与される。
- 2 交通安全活動時には着用して任務に当たる。
- 3 冬服の代わりに、夜光反射ベストの着用は可能である。
- 4 任期満了後は、次期役員に確実に引き継ぎをすること。

第6 シートベルトチェックマン制度

- 1 シートベルト着用チェックマン制度が設けられており、分会で2名を選任し協会に報告する。(後日指定書が送付される。)
- 2 シートベルト着用チェックマンの任務は、街頭交通監視日(安全運動期間中)に監視場所でのシートベルト非着車両を確認して、シートベルト着用結果を別添「シートベルト着用チェック結果表」を作成して、事務局又は駐在所に提出する。

第7 備え付け簿冊の保存期間

- (1) 会則及び細則(永久保存)
 - (2) 会議(総会・臨時・評議員委員会)資料
 - (3) 議事録
 - (4) 年度別役員名簿
 - (5) 事業計画書・事業報告書・決算報告書
 - (6) その他必要な簿冊
- (1)以外の文書は、5年間保存とし分会長が管理保管する。

第8 笠郷分会地区役員名簿

- 1 別表第1のとおり、年度の養老地区交通安全協会笠郷分会地区役員名簿を作成する。
- 2 別表第2のとおり、分会役員名簿を作成する。(取扱注意)

第9 文書送付方法(分会長は5区のみへ配布)

- 1 関係文書の配布は、分会長が5地域代表評議員に配布する。
- 2 5地域代表評議員は、地域内の評議員にそれぞれに配布する。
- 3 9地区評議員は、地域内の役員に配布する。

第10 引継ぎ業務

前年度評議委員は、

- (1) 担当職務について、1ヶ月の引継ぎ期間を設ける。
- (2) 新年度の総会に出席し、必要に応じて説明を行うと共に、責任をもって次期担当者への引継ぎを実施する。但し、新年度の事業計画等議決資格はない。

第11 文書の年号表記

文書中の年号表記は西暦表記とする。但し、西暦表記は、数字4桁西暦は除く。

付則

- 1 この細則は、2019年4月1日から施行する。